

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	観光振興課
委 託 業 務 名	木曾義仲・源氏ゆかりの地をめぐる大津周遊促進事業実施業務
委 託 業 務 場 所	大津市
概 要	本市にゆかりのある木曾義仲や巴御前、源氏などが登場する大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放映を契機に、本市ゆかりの地をめぐる周遊促進事業としてスタンプラリーを実施し、本市への誘客及び周遊を促進する。
契 約 期 間	令和4年6月15日から令和5年2月28日まで
契 約 年 月 日	令和4年6月15日
契 約 金 額	2,992,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市御陵町2番3号 〔名 称〕 公益社団法人 びわ湖大津観光協会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	業務実施にあたり、木曾義仲や源氏ゆかりの地や市内周遊に資する関係者との信頼関係、本市全域の観光情報を集約・発信してきた実績、本業務に関するノウハウが必要となる。 また、本業務は大津市公式観光ホームページ「びわ湖大津トラベルガイド」と一体的に整備したウェブサイト「鎌倉殿×13のゆかりの地」と連動して実施する。 これらの条件を満たす事業者は、本市全域を所管する唯一の観光協会であり、当該ウェブサイトを整備し保守運用している選定業者のみであるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。